

平成29年3月31日
九州地方整備局

もっと女性も活躍できる建設業を目指して

～女性技能者に加え、女性技術者も工事成績で加点！～

九州地方整備局では、もっと女性も活躍できる建設業を目指して、女性の入職促進や就労継続等に向けた環境整備の推進に取り組んでいます。

現在、女性技能者が施工に従事したことを確認できた場合は工事成績で加点評価していますが、その取り組みを拡大し、女性技術者も対象とします。

取り組みのポイント

女性技術者・女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、配置及び施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価を行う。

【現行: 加点対象】

- 女性技能者

【今回: 加点対象】

- 女性の監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者
- 女性技能者、現場で作業している全ての女性従事者
(交通誘導員・オペレーター・DT運転手等も含む)

※現場代理人、担当技術者、技能者及び従事者で配置された場合は、工期の1/2(半数)以上従事していれば加点

対象工事

4月1日以降契約手続きを開始する土木系工事(建築・機械・電気工事を除く)の全てを対象に実施。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 代表電話番号:092-471-6331

直通電話番号:092-476-3546

九州地方整備局 企画部 技術管理課長 タケシタ 竹下 シンジ 真治(内線3311)

もっと女性も活躍できる建設業を目指して

～女性技能者に加え、女性技術者も工事成績で加点～

【概要】

女性技術者・女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、配置及び施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価し、女性の感性が活かされるきめ細やかな施工による品質向上を図る。

○評価方法

- ・工事成績評価の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価

○評価対象

(女性技術者) 監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者として配置された場合は加点

(女性技能者) 技能者、従事者として配置された場合は加点

○加点方法

(3点加点) 「①監理（主任）技術者」もしくは「②現場代理人」として配置

(2点加点) 「③技能者（指定する資格有り）」として配置

※資格とは ⇒ 登録基幹技能者もしくは技能検定合格者（厚労省）

(1点加点) 「④担当技術者として配置」もしくは

「⑤①～④以外の技能者、現場で作業している全ての女性従事者（交通誘導員・パラーター・DT運転手等も含む）の配置」

※現場代理人、担当技術者、技能者及び従事者で配置された場合は、工期の1/2（半数）以上従事していれば加点

○対象工事

- ・4月1日以降契約手続きを開始する土木系工事（建築・機械・電気工事を除く）の全てを対象に実施。

技能者(資格の定義)の定義

- 登録基幹技能者：国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者
- 技能検定合格者：厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付された技能者

もっと女性も活躍できる建設業を目指して

～女性技能者に加え、女性技術者も工事成績で加点～

現行・今回の比較表

項目		現 行	今 回
評価条件		(女性技能者) ・技能者として配置された場合は加点※	(女性技術者) ・ <u>監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者として配置された場合は加点※</u> (女性技能者) ・技能者及び <u>従事者</u> として配置された場合は加点※
加 点 方 法	3点		「①監理(主任)技術者」 もしくは 「②現場代理人」として配置
	2点	「①技能者(指定する資格有り)」として配置 【指定する資格】 登録基幹技能者 もしくは 技能検定合格者(厚労省)特急、1級	「③技能者(指定する資格有り)」として配置 【指定する資格】 登録基幹技能者 もしくは 技能検定合格者(厚労省)特急、1級、 <u>単一等級、2級、3級</u>
	1点	①以外の場合の技能者	「④担当技術者として配置」 もしくは 「⑤①～④以外の技能者、現場で作業している全ての女性従事者(交通誘導員・オペレーター・DT運転手等も含む)の配置」

※ 現場代理人、担当技術者、技能者及び従事者で配置された場合は、工期の1/2(半数)以上従事していれば加点。

※ 赤字の箇所が、今回変更した箇所。